

令和 3 年 6 月

江南市議会総務委員会会議録

6月22日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和3年6月22日〔火曜日〕午前9時27分開議

本日の会議に付した案件

議案第42号 江南市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

議案第43号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第44号 江南市手数料条例の一部改正について

のうち

企画部

の所管に属する事項

議案第45号 江南市市税条例等の一部改正について

議案第48号 都市構造再編集中支援事業 雨水貯留施設設置工事請負契約の変更について

議案第49号 高規格救急自動車売買契約の締結について

議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

請願第8号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書

年度調査事項等について

行政視察について

今年度の当委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長 石原資泰君

副委員長 長尾光春君

委員 宮地友治君

委員 牧野圭佑君

委員 堀元君

委員 伊藤吉弘君

委員 東猴史紘君

欠席委員（0名）

委員外議員（9名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 議 員 | 河 合 正 猛 君 | 議 員 | 鈴 木 貢 君 |
| 議 員 | 野 下 達 哉 君 | 議 員 | 掛 布 まち子 君 |
| 議 員 | 中 野 裕 二 君 | 議 員 | 三 輪 陽 子 君 |
| 議 員 | 大 藪 豊 数 君 | 議 員 | 片 山 裕 之 君 |
| 議 員 | 宮 田 達 男 君 | | |

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|-----------|-----------|-------|-----------|
| 事務局長兼議事課長 | 石 黒 稔 通 君 | 副 主 幹 | 前 田 昌 彦 君 |
| 主 任 | 岩 田 智 史 君 | 主 任 | 駒 田 寛 明 君 |

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

企画部長 阿 部 一 郎 君

総務部長 本 多 弘 樹 君

消防長 高 島 勝 則 君

地方創生推進課長 矢 橋 尚 子 君

地方創生推進課主幹 八 橋 直 純 君

秘書課政策課長 平 松 幸 夫 君

秘書政策課主幹 田 中 元 規 君

秘書政策課副主幹 山 口 尚 宏 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

向 井 由美子 君

市民サービス課主幹 鈴 木 勉 君

| | |
|--------------|-----------|
| 行政改革推進課長 | 河 田 正 広 君 |
| 財政課長 | 安 達 則 行 君 |
| 財政課副主幹 | 大 脇 宏 祐 君 |
| 税務課長 | 酒 井 博 久 君 |
| 税務課主幹 | 浅 野 武 道 君 |
| 税務課副主幹 | 近 藤 祥 之 君 |
| 収納課長 | 三 輪 崇 志 君 |
| 総務課長 | 今 枝 直 之 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 金 川 英 樹 君 |
| 監査委員事務局長 | 山 田 順 一 君 |
| 消防総務課長 | 杉 本 恭 伸 君 |
| 消防総務課主幹 | 日下部 匡 彦 君 |
| 消防総務課副主幹 | 内 藤 克 利 君 |
| 消防予防課長 | 花 木 康 裕 君 |
| 消防署長 | 上 田 修 司 君 |
| 都市整備部長兼危機管理監 | 野 田 憲 一 君 |
| 都市整備課長 | 鵜 飼 篤 市 君 |

陳述出席者（1名）

請願第8号 氣 駕 ま り 君

○委員長 御挨拶申し上げます。

このたび初めての委員長の重責を担うこととなりました。この職責をしっかりと認識して、皆様の御指導また御協力をいただきまして、円滑、また円満な委員会運営をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、市長から挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 10 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上、重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 市長はこの後公務がございますので、退出されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 42 号 江南市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてをはじめ 7 議案と請願第 8 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 28 分 休 憩

午前 9 時 32 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第 114 条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言くださるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第 117 条第 2 項において、

委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹・副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、それほかは退席していただいても結構です。

議案第42号 江南市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第42号 江南市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長　議案第42号につきまして御説明申し上げますので、議案書の2ページをお願いいたします。

令和3年議案第42号 江南市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。

次の3ページには江南市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)を、次の4ページには参考といたしまして、新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時34分　休　憩

午前 9 時 34 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 42 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第 43 号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部
改正について**

○委員長 続いて、議案第 43 号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 議案第 43 号につきまして御説明を申し上げます。議案書の 5 ページをお願いいたします。

令和 3 年議案第 43 号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

次の 6 ページには江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、次の 7 ページには条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1 点だけお伺いしたいと思います。

今回、基金の額が 1 億 87 万 8,000 円の金額になったということですので、金額を一般会計に繰り入れるということは理解できたんですけど、そもそも論なんですけれども、江南通線の用地取得のための一連の流れを最初からもう一度説明してください。

○財政課長 一連の流れということでございますが、江南通線の用地、三菱UFJ銀行の西側にあります3件の土地でございます。

こちらを土地開発公社が市の土地開発基金から借入れをいたしまして先行取得して、今回それを市が買戻しをするという流れの中で、この用地を取得するという進めてまいった案件でございます。

令和元年の7月と10月の2回に分けて、一般会計のほうから基金へ、土地開発基金へ1億87万8,000円を繰り出ししてまいったものでございます。基金の積立額につきましては、現状9億1,265万6,864円という形で今なっているものでございます。

その基金から公社側は借入れをいたしまして、土地を取得してまいったということでございまして、その後、令和3年の3月の議会において、市からの買戻しという形で議決をいただいたことが行われましたので、買戻しの費用ということで、公社は基金に対してその費用を返済しているという状況でございます。

今回、一般会計から繰り出しをいたしました1億87万8,000円を、全額土地開発基金のほうから減額いたしまして、一般会計へ繰り戻すという形の一連の流れということでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時38分 休憩

午前9時38分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

議案第44号 江南市手数料条例の一部改正について
のうち
企画部
の所管に属する事項

○委員長 続いて、議案第44号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、企画部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 議案第44号について御説明申し上げますので、議案書の8ページをお願いいたします。

令和3年議案第44号 江南市手数料条例の一部改正についてでございます。

9ページには江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。次のページ、10ページには条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけお聞きしたいんですけども、本会議でもこのことに関しては結構議論をされまして、市民に対しては変更がないということとか、再交付の人数、聞かせていただきました、過去を遡って。

今回、新旧対照表の中で個人番号カードの再交付の項目を削除することは分かったんですけども、括弧書きに個人番号カードの追記欄の余白がなくなつたとありますが、この余白欄は何を記載するためのものなんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 追記欄でございますけれども、マイナンバーカードの表面には御本人様のお写真のほかに、氏名、住所、生年月日、性別が記載されておまして、婚姻や引っ越しなどによって氏名や住所などに変更が生じた場合に、その記載欄に修正事項を追記するものとし

て設けられているものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 40 分 休 憩

午前 9 時 40 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 江南市市税条例等の一部改正について

○委員長 続いて、議案第45号 江南市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 議案第45号について御説明申し上げますので、議案書の12ページをお願いいたします。

議案第45号 江南市市税条例等の一部改正についてでございます。

次の13ページには、江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）を、少し飛んでいただきまして、20ページから35ページにかけて新旧対照表を、36ページ、37ページには市税条例改正（案）の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　すみません、何点かあるんですけども、よく分からないもの
ですから、すみません。

本会議でも出たんですけども、改正の概要ということで、今回分からないのは、改正の概要の③の法人市民税の不均一課税の適用期間の延長ということの中で、この中の都市施設の充実を図るため超過税率を延長するという内容があつて、この都市施設の充実というのは、具体的にどういったものをするんでしょうか。

○税務課長　都市計画法第11条に規定されております都市施設に該当してまいります。具体的には、学校、保育園、公園等といった施設の改修工事等に充てられるものでございます。

○伊藤委員　あと、超過税率を5年間延長するという内容がございますけれども、この超過税率、2.4%によってプラスとなる税額は幾らなんでしょうか。また、全体に占めるその割合、それは幾らなんでしょうか。

○税務課長　平均でお伝えさせていただきたいと思います。

平成27年度以降、5年度分の平均でございます。

超過税率分に関しましては税込で約6,600万円程度となっております。法人税の平均のほうは約5億9,500万円でございますので、占める割合としましては約11%でございます。

○伊藤委員　あと、不均一課税の税率に当たる法人の数ほどのくらいあるんでしょうか。

○税務課長　令和2年度のデータになります。271社となっております。

○伊藤委員　あと、8.4%なんですけど、これ以上上げることはできるんでしょうか。

○税務課長　地方税法の規定第7条にございますが、地方団体はその一部に対して特に利益のある場合、事件に関しまして、不均一課税をし、またその一部を課税することができるというふうに規定されています。

また、地方税法の第314条の4に規定がございますが、法人税割の標準税率は100分の6とすると、ただし、標準税率を超えて課税する場合においては100分の8.4を超えることはできないとされておりますので、8.4というのが上限というふうに解釈しております。

○伊藤委員　　あと、固定資産税率の関係の概要の中の(2)になってしまうんですけれども、今回新設された雨水貯留浸透施設というのはどのような施設が該当するのでしょうか。

○税務課長　　雨水を一時的に貯留し、また地下に浸透させる機能を有する施設となります。

浸水被害防止となり得るものとなりまして、例えばですが、調整池、貯留槽、浸透ます、あと透水性の舗装に関しましても該当してまいります。

○伊藤委員　　分かりました。

あと1点だけ、すみません。

ちょっとだけお聞きしたいんですけれども、国道155号沿いの五条大橋西側に大型の倉庫が建設されているような感じなんですけれども、これも大きな倉庫ということで、五条川のそばということで、これも雨水貯留浸透施設、このわがまち特例の対象にもなってくるようなものが造られるのでしょうか。その辺は分かりますか。

○税務課長　　税務課におきましても、今課税の関係で、現地のほうが倉庫ができることに関しましては、認識しております。ただ、どのようなものが造られているかということまではまだ把握できておりませんもので、はっきりしたお答えはできませんけれども、施工主の方が雨水貯留浸透施設整備計画を愛知県のほうに提出し、それが認定されまして、それに沿って造られたものでありましたら該当してくるかというふうには考えております。

○伊藤委員　　分かりました、以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　　基本的なことが分からないので、36ページの市・県民税関係の①寄附金制度、これもう一度分かりやすく説明してほしいんですけど、要するに、個人県民税、個人市民税においても対象とする、そこを教えてください。

○税務課長　　寄附金でございますが、地方自治体及び共同募金会、日本赤十字、あと県内に主たる事業所があります社会福祉法人、学校法人等と、あと県のほうが認定しましたNPO法人に対する寄附をされますと、住民税のほうから寄附ができます。

今回の改正でございます。愛知県の県税規則のほうで改正されまして、県

外に主たる事業所がある場合でも、県知事が認めれば、そういった事業所に
関しましては寄附の控除の対象とするというふうに改正がございました。

市県民税ということでございます。市民のほうの寄附控除に関する認識が
今一体というふうに私たちは解釈しておりますものですから、県の愛知県県
税規則の改正に則しまして、愛知県知事が認めたものというものを今回加え
させていただいております。

○牧野委員 僕今まで、従来こうなっていると思っていたの。例えば、東京
にあるそういう福祉法人なんかには私が1万円寄附したら、2,000円以上が寄
附控除になるというのが、この法律によってそれが少し変わるということ。
そうでもないの。

○税務課長 今回の改正に関しましては、地方自治法の改正ではございませ
ん。あくまでも愛知県の県税規則の改正に伴う改正でございます。

従来の取扱いでございますけれども、愛知県内に主たる事業所があるもの
に対しての寄附というものを、市県民税に関しましては、所得税はまた別に
なりますので、市県民税に関しましてはそうしたところに関する寄附を対象
としていたということでございますが、今回は愛知県知事のほうで認めた県
外に主たる事業所があるものに関しましても含めるということで条文のほう
を変えさせていただいております。

○牧野委員 今まで愛知県は認めていなかったということ。そうじゃない。
何か改正のポイント、愛知県も認めていたんじゃないの。例えば、東京の人
が愛知県のそういう福祉法人か何かに寄附した場合は、これは関係ないか。
愛知県の市県民税と。ああ、そうか、愛知県の中の話だからね。

まあいいです、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた
します。

暫時休憩いたします。

午前9時51分 休 憩

午前9時51分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号 都市構造再編集中支援事業 雨水貯留施設設置工事請負契約の変更について

○委員長 続いて、議案第48号 都市構造再編集中支援事業 雨水貯留施設設置工事請負契約の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 議案第48号につきまして御説明申し上げますので、議案書の48ページをお願いいたします。

都市構造再編集中支援事業 雨水貯留施設設置工事請負契約の変更についてでございます。

参考資料といたしまして、49ページには仮変更契約書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 これも本会議のときにいろいろと出たんですけども、実際、1,500万円というのが、設計ミスというんですか、その形で今回変更契約という形になって、残土処分がなければそういう形になったということで、その中でちょっと聞いたかったんですけど、設計というのは設計委託されておるんですよ。市が設計していないでしょう。

○都市整備課長 こちらにつきましては、平成27年に設計の委託をコンサルタント業者のほうに発注いたしまして、設計のほうを進めたという経緯でございます。

○伊藤委員　　今回、例えば目地がなかったとか、鉄筋が少なかったというのは、いつ頃の時点で分かったんでしょうか。

○都市整備課長　　雨水貯留施設設置工事について、契約金額に変更が生じた時点ということでございますが、主な変更内容といたしまして、まず令和2年6月25日に本契約のほうをさせていただきました。7月の下旬に、まず鉄筋の数量につきまして、受注者のほうから数量についての疑義の指摘を受けまして確認したところ、数量漏れが生じていたと、鉄筋に関してはその時点でございます。

次に、目地材量の積算漏れにつきましては、8月下旬に施工業者から、工事に使用する材料の承認の段階で積算から漏れていたということが判明して、こちらにつきまして増額になるということが判明したということでございます。

○伊藤委員　　そうしますと、これは設計の段階から間違っただけということで、後から多分市がチェックしたと思うんですけども、設計業者のミスという形にはならないのですか。

○都市整備課長　　まず、鉄筋のほうでございまして、鉄筋の一部積算につきましては、設計時点では数量のほうがコンサルタント業者のほうから上がっておりまして、実際に市の積算の段階で内訳書のほうに反映するのが漏れていたということでございます。

次に、目地材料につきましては、こちらにつきましてはある程度メーカーのほうの仕様ということになってまいりますので、あくまでもその設計段階では、メーカーからの見積りということで概算金額を把握していたということになりますので、我々の市のほうの積算段階では、ある程度材料に関する単価、こちらのほうの金額の妥当性というところがありますので、こちらにつきまして市場調査のほうをしたということでございます。

製品については、市場調査により単価を入れさせてもらっているんですけど、設計段階で見えておりました目地材料についての見積金額を市の設計のほうに加えることが、こちらにつきましても漏れていたということで計上漏れが生じたということでございます。

市の十分な確認が足りなかったということで、どちらも生じたものでござ

います。

○委員長　　すみません、先ほど先に言えばよかったんですけども、今回、総務委員会ということでございますけれども、本件に関しては契約事項でございますが、内容が都市整備のほうに関わりますので、都市整備部長と都市整備課長に参加していただきました。

○伊藤委員　　分かりました、コンサルから上がってきたのを市が積算を漏らしたということですよ、簡単に言いますと。

それはまあ置いておいて、とにかく今回、前回は合同説明会もあったんですけども、その中で変更金額の増額という、確かに説明を受けましたけれども、いつもこの変更内容というのを聞かせていただけるんですけども、今回なかったものですから、委員会で聞こうと思ったんですけども、本会議で出てしまったということで、どうしてそのときに変更金額の増額の理由というのが、なぜそのときに今言ったような形のことをある程度説明していただけなかったんでしょうか。

○都市整備部長兼危機管理監　　私のほうから総務部のほうへちょっと説明が足りなかったということで反省をしております。誠に申し訳ございませんでした。

○伊藤委員　　実際に変更金額、増額も減額もありますけれども、実際に工事をやってからの減額、増額というのはよくあるんですけども、そのときに必ず前回の合同説明会で教えてくれるんですよ。今回たまたまなかったものからおかしいなあとっておったんですけども、こういう理由が隠されておったということで、それは非常に私にとっては苦言を呈したいんですけども、いずれにしてもその辺のところをしっかりと説明を最初にしていただければ、本会議でも出なかった議案質疑なんですよ。

だから、それが分からなかったものから、本会議で出てしまったものから、そのときにしっかりと事情を説明して、ミスは誰でもあるものから、それを隠さずにしっかりと説明をしていただきたいと思います。以上です。

○牧野委員　　同じことを聞くんで、ごめんなさい。ちょっと確認です。

これはボックスカルバートとって連結するという何か珍しい方式だと私

は思ったんだけど、普通こういうのは開発したメーカーが大体これぐらいの材料でこれぐらいかかるといって、さっきおっしゃった。それをコンサルタントが聞いて、この材料と設計計算をしてくると思うんだけど、もう一回確認です。その中には、この鉄筋だとか目地部材のものはメーカーから、なおかつコンサルタントから入っていたんですか、入っていなかったんですかね。漏らしたという話は市の責任みたいな感じですけど、そういうことなの。それとも、その積算自身の中から漏れていたんですかね。

○都市整備課長　　まず、鉄筋につきましては、数量のほうは計上されておりました。その部分につきましては、今回の工法自体が既成のボックス、それを等間隔で並べていきまして、その並んだ隙間というか、そこについて鉄筋を組んでコンクリートを打設しまして基礎形状にするというようなことでございますので、そちらのほうにつきましては数量のほうが上がっております。

その既製品を使う部分につきましては、あくまでも先ほど御説明させていただいたように、ある程度製品化されたものでございますので、そちらにつきましては、個々の数量というのは出ていなかったということでございます。

○牧野委員　　多分、これかなり新しい、ほかではやっているんでしょうけど、私も見ていて、何か面白いなあと思いながら施工案を見ていたんですけども、これメーカー段階で、それがちょっと疑問がありますけれど、載っていなかったということもあり得るんだということで認識をしたということですね。結構です。

○堀委員　　そもそもですわ。そもそも論ですわ。

ずうっと話を聞いておると、時系列にもう一回説明して、一番初めから。

○都市整備課長　　今回の時系列ということでございますけれども、令和2年6月25日に本契約のほうをお認めいただきまして、させていただきます。

○堀委員　　本契約を認めた。その契約に行くまでの時系列は。

○都市整備課長　　まず設計委託、この工事の発注に当たりまして、平成27年にコンサルタント業者のほうに詳細設計委託を行っております。

○堀委員　　こういうものを造りたいから、コンサルに相談したわけね。

○委員長　　手を挙げてからお願いします。

- 都市整備課長　　今回、布袋駅の東側に雨水貯留槽を設置するというので、こちらのほうの詳細設計委託を委託いたしました。そのうち、今年度予算のほうを令和2年の3月議会で予算のほうを上げさせていただいております。
- 堀委員　　設計の予算を上げたの。
- 都市整備課長　　工事の予算です。
- 堀委員　　設計のことを聞いておるの。
- 都市整備課長　　平成27年の設計委託の……。
- 堀委員　　その設計をお願いしたね。設計をお願いして設計が上がってきたわけでしょう。その設計に基づいてコンサルが……。
- 都市整備課長　　コンサルタントのほうから、平成27年に設計委託のほうが出来たしまして、概算金額と図面のほうが上がってまいりました。
- その後、令和2年の3月議会のほうで、令和2年度予算ということで工事費を計上させていただきまして、当初予算ということで上げさせていただきまして、議決をいただいております。
- その後、発注ということになりまして、令和2年6月25日に工事の本契約をさせていただきました。
- 堀委員　　ちょっとごめん、話が飛んでしまっておるんだわ。
- 設計をしたでしょう。設計の予算というのは、これはいつ通したの。
- 設計委託をするということは、お金を払っておるわけでしょう。
- 都市整備課長　　設計委託の予算につきましては、平成27年度の当初予算のほうで上げさせていただいております。
- 堀委員　　その設計の下に、一応部としてはそれを検討し、よかったからコンサルに出すわけでしょう。出す順番ということ。その設計の下に。
- 都市整備課長　　設計自体をコンサルタント業者に発注したということでございまして。
- 堀委員　　いいわ。じゃあ、設計が出来上がってきた。それを基に、その設計を検討したわけでしょう、内容を。あなたたちが内容を検討して、これでオーケーということになったわけだね。それを基に発注したわけだね。
- 都市整備課長　　発注段階につきましては、そのコンサルタント業者のほうから出ておりました数量等を基にして、再度市のほうで積算をして発注した

ということでございます。

○堀委員　その後、どうなったわけ。

○都市整備課長　その後、令和2年度の当初予算ということで予算をお認めいただいた後に……。

○堀委員　違う違う。牧野委員、順番的にきちっと聞いていかないと、飛んでしまっておるんだわ、説明が。

○委員長　すみません、発言は手を挙げてからお願いします。

○堀委員　だから、承認しただろう。それで公社に発注した。その後、業者に工事を発注した。その時点では、全然今のミスは起きていないということね。材料が違っておるとか、それは知らなんだわけでしょう。

○都市整備課長　令和2年6月25日に本契約後に、7月の下旬にまず鉄筋の数量につきまして、受注者のほうから数量に疑義があるということで指摘を受けまして、確認したところ、まず鉄筋の計上漏れがあったということでございます。

その次に、目地材料の設計積算漏れにつきましては、8月の下旬に、こちらのほうにつきましても、施工業者から工事で使用する材料の承認の申請がございまして、市のほうで承認をする際にその目地材料の数量が漏れていたということが判明したという経緯でございます。

○堀委員　その漏れた原因は。

○都市整備課長　こちらにつきましては、市のほうでその目地材料の計上を忘れていたということでございます。

○堀委員　その材料の確認というか、それを忘れておったわけやな。すると、原因はあなたたちということ。

○都市整備課長　市のほうの数量の確認不足ということでございます。

○堀委員　市のほうの確認不足でこういうことが起きてきたということだね。

それで審査されたんでしょう、先ほど。これについて、原因等は大体分かりました。それで、その件について、今後、例えば……。

暫時休憩して。

○委員長　暫時休憩します。

午前10時08分　休　憩

午前10時10分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありますか。

○堀委員 続きですけれども、その件について、あなたたちのミスによってこういうことが起きてきたということが分かりました。設計の段階からずうっと流れを聞いて。

それで、その後のてんまつはどうされましたか。ミスについてのてんまつは。

○委員長 答弁をお願いします。

○都市整備部長兼危機管理監 この工事につきまして、こういった内容でミスが原因で増額になったことについて、副市長、市長に報告したものでございます。

○堀委員 副市長、市長の対応というか、見解はどうでしたか。

○都市整備部長兼危機管理監 今回の増額によって、本来求めている機能だとか仕様は特に遜色なく、通常どおりできたということと、あと一般市民の方には影響はないということで、今後こういった積算ミスのないようにということで気をつけるよう指導がありました。

○堀委員 それで、そのことによって市民等には影響がないということですが、一応予算を追加するということでしょう。増やすということだね。これはあくまでも税金ですよ。税金で公費を使って追加するということでしょう。これも初めからきちっとやっておけば、こういうことは起きなかった可能性もあるし、初めからこれを足した予算になったかもしれませぬ。だけれども、そういうことをやると非常に誤解を招くし、議会に対しても、これは本当のことが言っておったか言っていなかったか、疑念を生ずる。そういうことは特に気をつけていただきたいということと、ほかの各部、各課の場合でも一緒ですけれども、やはり初めからこういうことがありました、いわゆる公表して議会に対して説明をして、誠に申し訳ございませんでしたと陳謝してから予算を上げるとか、こういうことにしていただかないと、信頼関係が薄れる。これを申し上げておきます。以上です。

○委員長 答弁ありますか。

○都市整備部長兼危機管理監　このたびは本当にチェック機能の不足ということで、このような事態になりましたことを本当におわび申し上げます。

今後につきましては、議員の皆様からの御意見を踏まえて、説明をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。申し訳ありませんでした。

○委員長　ほかに。

○長尾委員　いろいろと話はあったんですが、議案書のほうを見る限り、先日、牧野委員の質問から出てきた掘削残土の利用に関する話がどこにも記載されていないんですね。本来であれば、逆に増えるほうの話が一切なければ、掘削残土を利用して、その分の収益というか、利益というか、その部分の費用削減という話が明確になったはずなんですね。

それが、今回の中で実は埋没していて、しかも追加の工事費、先ほど伊藤委員がありました1,500万円ぐらいになったはずだろうというのが、あたかも480万円、490万円の増額だけで済んでいますみたいな形で、何か事実と全く異なるような議案書になっているんですね。これは議員として非常に問題だと思っているんですね。なぜそこの明細を出していただけなかったのか。今からでもいいので、残土の量と金額、単価といったものを見積りと、あとは工事代の追加になっている見積り、その見積書の提出を求めたいと思います。

○委員長　提出のほうは今可能でしょうか。

○堀委員　非常にこれは重要なことですので、長尾委員の発言が重要なことですので、時間がかかってもいいから、この委員会の終わるまでにそろえて出していただけたらいいと思いますが、どうですか。

○委員長　それでできますか。

今、堀委員から言ったように、この委員会の中で出していただくようお願いいたします。

この件は、今資料を求めましたので、資料が出てきてからしか採決ができないと思われまますので、ほかに質疑があれば。

○長尾委員　先ほど堀委員のてんまつというか、全体の流れの質問をされている中で、設計が平成27年で、本工事の契約が令和2年ということで、5年

経過していると、設計から、図面作成からですね。

その間に何があったかという、布袋東複合公共施設が平成30年、市長がそこに建てるという話をして、それからあそこの9,000平方メートルの土地に建てるという話が進んだんだけど、その前には既にこの雨水貯留施設がある位置に入るという前提で話が進んでいたと。

私たちはその話を実は全く知らなくて、9,000平方メートルを全体に丸っと使ったような複合施設、だから駅にかなり近い建物ができる勝手に思っていたんですけど、提出されてきた複合施設の図面がこの部分の貯水施設を除いた部分の東側に建つということで、駅からちょっと離れた場所に建ててしまったという話だったんですけど。

要は、そこの部分はもともと複合施設を建てる建てないは関係なしに、この大きさの貯留施設を造るというのは前提で設計されていたということによるのでしょうかね。

○都市整備課長 貯留槽の設置につきましては、布袋駅周辺の基盤整備に伴って、当初から駅の東の広場の下に設けるということで計画をしておりました。

○長尾委員 では、この案件の話ではないんですけど、であれば9,000平方メートルを使って複合施設を造るというキーワードだったんだけど、この部分がもうほかで利用用途があるから、造る範囲、9,000平方メートルを丸っと使った複合施設という認識でいたので……。

[発言する者あり]

○長尾委員 それで、9,000平方メートルの中に入っていない。別物ですか。

○都市整備課長 駅の東側の広場につきましては、面積といたしましては約2,300平方メートルということでございます。複合公共施設のほうの敷地については、この2,300平方メートルを含んだ面積ではございませんので。

○長尾委員 再確認になりますけど、複合施設は9,000平方メートルで、それと駅との間に2,300平方メートルがあるという認識でよかったですね。

○都市整備課長 委員言われるとおりでございます。

○長尾委員 はい、ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　今、委員外議員からの発言がありましたけれども、鈴木議員のほうから本件に関して委員外議員として発言したいと申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では鈴木議員、異議もないようなので、発言を許します。

○鈴木議員　　すみません。委員外議員ということで、ちょっと確認を含めて。これはあくまでも総務委員会ということで、契約と、契約の変更額ということで審議ということでした。

しかしながら、これは建設産業委員会に関わる部分が非常に多くございまして、その部分での説明が全く欠落していると、まして私はこの数年間建設産業委員会におりましたけれども、そういった変更の話も伺っておりませんので、そうした一つの手順も含めて、非常にすっきりしないものがあるということですのでございまして、筋から言うと、建設産業委員会のほうにもきちっとした御説明をいただければと。これはまた委員長を通じてそういった格好でもらわないと、契約額だけで済ませられる問題ではないと、変更だけで済ませる問題ではないというふうに感じましたので、その部分だけ、ひとつ御対応のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長　　当局からは何かありますか。

じゃあ、そういうふうに要望ということでよろしいですか。

○鈴木議員　　要望ではなしに、そうしてもらわな困るよと言っておるんだよ。要望というのはするかしないか分からないということでしょう。そういう報告を求めないのはどうですかということですね。

○堀委員　　今の話は、この委員会で諮って建設産業委員会のほうに申し入れるということか、どういうふうですか。それは当局だけに申入れするの。

○委員長　　この件ですけれども、まず建設産業委員会のほうに付託されておる議案じゃございませんので、そういう意味において、ここで申し送りという形で、それは建設産業委員会の委員協議会のほうでやっていただければいいかなと思っておりますけれども。

本件は、今回は契約についての、ここは今議題になっていきますので。その

ようにまた申し送りしていただいて、やっていただければと思います。

- 堀委員　あくまでもこれはこの委員会としては契約の件の中での話ですが、その内容自体が建設産業委員会に該当するのが非常に多いと、当然協議しないかんというふうに建設産業委員会の委員の方からの申出でありますので、これは正式にきちっと委員会として建設産業委員会のほうに申し入れるというような形にしておかないと、いわゆる委員協議会だと記録に残るか、あれ。

〔「残らない」と呼ぶ者あり〕

- 堀委員　残らないだろう、あれ。委員協議会は。
○委員長　残らないですね。
○堀委員　やっぱり記録に残るようにしないかんでしょう。
○委員長　暫時休憩します。

午前10時23分　休　憩

午前10時27分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど鈴木議員からありましたけれども、この件に関しては当局も含めて、今片山委員長からありましたけれども、建設産業委員協議会のほうでお話をしていただけるようお願いしたいと思います。

それでよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　委員協議会でやっていただくということでよろしいですね。

先ほど申し上げましたけれども、この議案について資料提出を今求めておりますので、採決は保留といたします。

後ほど行わせていただきますので、次に議案第49号の審査を進めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議案第49号　高規格救急自動車売買契約の締結について

- 委員長　続いて、議案第49号　高規格救急自動車売買契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長　それでは、令和3年議案第49号について御説明申し上げますので、議案書の50ページをお願いいたします。

高規格救急自動車売買契約の締結についてでございます。

お隣の51ページには、参考といたしまして、売買仮契約書を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　何点か質問があるんですけども、まず入札は何者でやられたんでしょうか。

○消防総務課長　入札につきましては、5者で実施をしております。

○伊藤委員　分かりました。

あと指名の理由、5者の理由は何でしょうか。あと市内・市外が分かれば教えてください。

○消防総務課長　今回の5つの業者の選定につきましては、過去にも高規格救急自動車については入札の実績がございますので、その過去の実績を参考にしておりますが、ほかにも他市町への納入の実績なども参考にし、入札参加資格者名簿の中から選び、市の指名審査委員会において正式に選定していただいたものでございます。

○伊藤委員　市内、市外別の業者はありますか。市内何者、市外何者。

○消防総務課長　市内については、1業者でございます。あと4つの業者が市外の業者となります。

○伊藤委員　市内の業者に落札ということですね。

あと、落札率なんですけれども、設定金額、予算金額が、ちょっと予定価格がありませんけれども、この落札率というのは何%だったんでしょうか。

○消防総務課長　落札率についてでございますが、まず物品等の予定の価格としましては公表しておりませんので、予算額と比較をしたもので申し上げます。

まず予算額につきましては3,160万8,000円、落札価格といたしましては、

税込みで2,827万円となりますので、落札率といたしましては89.4%となります。

○伊藤委員　かなり安く買われたということで、分かりました。

あと、予算額以上に、例えば入札金額を入れられた業者ってありますか。入札する気がなかった業者。

○消防総務課長　予算額以上ということですので、またこちらの結果についてもホームページ等で公表しておりますので、申し上げさせていただきますと、1業者ございました。

○伊藤委員　分かりました。そうすると、1業者は入札の気はなかったというふうに判断させていただいたんですけれども。

あと、予定価格の設定方法なんですけれども、これは例えば設計金額、予算金額イコール予定価格なのか、予定価格というのをちょっと近隣市町の状況を調べた中で、近隣市町の例えば落札率を調べた中で予定価格を決められたのか、その辺のところはどうでしょうか。

○消防総務課長　予定価格といたしましては、物品の売買ですので、公表のほうはしてはおりませんが、今回のこの入札の関係ですが、購入を考えている各品目を積み上げた根拠のある設計金額に基づいて予定価格のほうを決定しております。

○伊藤委員　分かりました。多分防衛補助だと、例えば安い物品ごと積算して予算額を計上するんですけれども、実際それをどこでもそうやっていますので、どこの自治体でも。ですから、その自治体ごとにやはり安く買おうと思ったら、予定価格をある程度下げないと、参加入札をやれないんですよね。1回で終わっちゃうという形になるものですから、なるべく安く買おうと思ったら、予定価格を若干下げ、今回は安かったからいいんですけど、結果はよしなんですけれども、本来ぎりぎりで落札されたときもありますので、そういうこともちょっと考えて、今後やはり近隣市町の状況をある程度調べた中で、予定価格も若干下げてくださいという、一つの要望なんですけれども。

もう一つなんですけれども、実際、予算額以上に入札金額を入れられたところは、次回から外したほうがいいんじゃないですかね。実際、実績も多分

ないようなところだと思いますので、そうすれば競争の原理が働かないもの
ですから。4者という形になっちゃうもので、本当は5者以上なんですけど、
4者という形になりますんで、実際。

だからもう、そういうところは気がないものですから、そういうところは
次回外していただくほうがいいと思います。そうすると5者になりますから、
どこか探せば。そういうことになりますので、やはり安く買おうと思ったら
競争の原理を働かせてもらって、入札をなるべく3回やっていただく。3回
やると多分国とか防衛のほうから何で落札できなかったというクレームが来
るかも分かりませんが、ちょっとその辺のところも安く買おうと思っ
たら、ある程度努力をしていかないと安く買えないということ。

今回は結果よしなものですから、このぐらいにしておきますので、次回か
らはしっかりその辺のところを調査して、なるべく安く買おうという、そう
いう気持ちを持って、入札に臨んでいただきたいと思います。以上です。

○委員長 要望でいいですか。

○伊藤委員 要望です。

○委員長 いいですか、答弁は。答弁があればですけど。

要望として、じゃあお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

○長尾委員 すみません、直接的な契約とか入札の話とはちょっとずれるかも
しれないんですけど、今回導入する高規格救急自動車ですけど、これの耐用
年数というのは何年が想定されたものでしょうか。

○消防総務課長 救急車の場合でございますが、江南市の消防計画のほうで
も更新の計画を立てております。それに基づきますと、10年を一応計画の中
では設定をしております。特に救急車は皆さんも音を毎日のように聞く関係
が、本当に頻度が高く、聞かれておりませんが距離数としましても12万
9,000キロ、約13万キロ、この10年、11年で乗っている関係がございますの
で、また安全に傷病者を搬送する上でも、そういった期間が妥当じゃないか
なというふうに考えてございます。

○長尾委員 続いての話になりますけど、今回は1台ということで導入され
たんですけど、直近数年間、今後数年間の中で、新たに更新が必要になって

くる救急車ってありますでしょうか。

○消防総務課長　今回の次に予定をしております救急車は実はございまして、まだこれはあくまでも予定なものですから、予定で答えさせていただきますと、令和5年に計画をしております。

○長尾委員　ありがとうございます。

続けてですけれども、これもまたさらに突拍子もない話になりますが、何回か前の伊藤議員の一般質問の中でも、救急車の充足率が1台足りていないよという話がたしかあったかと記憶しているんですけど、今回1台買うことでその充足率自体は満たされたと認識していいのかどうか。

○消防総務課長　今回更新して購入する救急車につきましては、実は国の防衛補助金というものを活用させて、購入のほうを考えております。この防衛補助金につきましては、予備車として持ったりすることが難しく、できない状況で、廃車を条件となっている関係もございまして、今回予備車に回すことはできませんので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分　休　憩

午前10時38分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま審査の途中でございますけれども、暫時休憩いたします。

午前10時38分　休　憩

午前10時58分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本来であれば、この後、議案第50号を審査いたしますけれども、今、次の請願の陳述者の方がお待ちしておりますので、先に請願のほうをやりたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、続きまして請願第8号の審査を行います。

当委員会への傍聴の申出がありました。

傍聴については、委員会条例第18条の規定により委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようなので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

請願第8号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書

○委員長　それでは、請願第8号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書についてを議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局　請願第8号、令和3年6月14日受付、件名、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書。

請願者、江南市宮田神明町旭48、気駕まり。

紹介議員、三輪陽子、掛布まち子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思います。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書。

請願趣旨、選択的夫婦別姓制度とは、夫婦で同じ姓を名のりたい方は夫婦同姓を、別姓が必要な方は夫婦別姓を選択できる制度であり、多様な在り方を自ら選択できるものです。これは、個人が性別にとらわれず、仕事、家庭、地域社会などで多様な活動を自らの希望に沿って展開し、一人一人の豊かな

人生の実現を目指すとする男女共同参画社会の理念に沿ったものです。

ところが、国は夫婦別姓を認めないと規定した民法第750条の改正に消極的です。1996年、法相諮問機関の法制審議会は、選択的夫婦別姓の導入を求める法律案要綱を答申しましたが、改正法案は一度も国会に提出されることなく、四半世紀が過ぎようとしています。当時、法務省が差別的で改正が必要であるとした法規がそのままの形で放置されているのですから、大変残念な状況と言わざるを得ません。

江南市は愛知県で初めて男女共同参画都市を宣言した市です。計画の基本理念には、全ての人生まれながらにして平等であり、いかなる差別も受けることがないという人権尊重の考え方にに基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画し、かつその責任を分かち合うとあります。96%の夫婦が男性の姓を選ぶ現行の法制度の下では、人格権の一部である姓を変えることで、人格尊重が十分に配慮されなかった女性が多数いる可能性が考えられ、男女が対等なパートナーたり得る社会的基盤の不備が指摘できます。

たとえ旧姓の通称使用が認められたとしても、公文書などでは原則、戸籍姓を求められる場合が多く、ビジネス現場で混乱を招くなど、改姓した女性が不利益と不自由を被っています。

したがって、江南市は、民法第750条に関して、国に対し積極的に意見を述べていく立場にあるのではないのでしょうか。男女共同参画社会の実現に寄与するためにも、国の関係機関へ、選択的夫婦別姓制度の導入に向けての積極的な取組、議論を促す意見書を提出していただくことを、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

請願事項。

国の関係諸機関に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を江南市議会として提出すること。

以上です。

○委員長 この請願について、意見陳述の申出がありました。

意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べることができるとい

うことになっております。

また、陳述出席者につきましては1名を希望されております。

意見陳述を許可といたしたいと思いますが、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、意見陳述を許可します。

陳述出席者の方に申し上げます。

陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○陳述人 おはようございます。

請願を提出しました気駕といいます。

大変お恥ずかしいお話なのですが、私は江南市民でありながら、江南市が愛知県で初めて男女共同参画都市を宣言した市であることをつい最近まで知りませんでした。早速「こうなん男女共同参画プラン、ライフスタイルの無限の可能性を求めて」と「第2次こうなん男女共同参画プラン、支え合おう女（ひと）と男（ひと）」を読ませていただきました。そして、その理念に深く共感いたしました。

基本目標1、20ページにある社会における制度や慣行ができるだけ中立的なものとなるよう配慮します。これはずばり性別による偏りをなくしましょうということ。この目標の対極に位置しているのが夫婦同姓の原則です。

結婚したら96%の夫婦が夫の姓を選択しています。ならば国に対し、この制度の問題点を指摘し、是正を促すのが男女共同参画宣言都市20年の矜持を示す行いなのではないでしょうか。

以上が、私が国に対し意見書を出していただくよう請願するに至った理由です。

以下、請願書と意見書の内容について若干補足説明をさせていただきます。

まず、結婚改姓した女性が被る実際の不便さについてです。

改姓体験者なら御存じでしょうが、名義変更が山のように押し寄せてきます。運転免許証、保険証、生命保険、クレジットカード、銀行口座、パスポート、マイナンバーカード、各種引き落としの変更、エトセトラ、働く女性は特に近年脚光を浴びている起業家女性になるとさらに大変です。男性の例

ですが、結婚改姓されたサイボウズの青野さんがこう述べています。通称として旧姓を使用しているが、公式書面のサインは戸籍名が多い。海外出張先のホテルや航空券の名義もパスポートと合わせると、戸籍名、保全する自社の名義変更にかかった費用80万円、ビジネスの世界では一分一秒を争うときがあります。こんなときに改姓に足を引っ張られてもたもたするなど、非常に歯がゆいことだと思います。

次に、家制度の意識を温存させることが上げられます。妻が夫の姓に変わることによって、夫側の家の一員になるという発想は根強いものがあります。嫁に行った、嫁にもらった、嫁ぐ、そういった無意識に使われる言い回しに表れています。

長男が家督を継ぐという明治民法の規定は、長男の妻が夫両親と同居し、家業があるならそれも手伝い、夫の両親の老後の面倒を見、お亡くなりになったら墓守りをし、最終的には自分もその何々家の墓と刻まれた墓に入るという形で引き継がれているのではないのでしょうか。

そこに個の尊重意識は育ちにくく、ジェンダー平等社会の実現は困難なものとなってきます。

さらに、この2点に加え、憲法違反の疑いがあるのではないかということ強調したいのですが、ちょっと時間がありませんので、2015年の最高裁の判決について、ちょっと申したいと思います。

最高裁の判決は、夫婦同姓を合憲としました。この種の制度の在り方は、国民的議論が必要と核心部分を国会に丸投げしました。以前、読んだ本なのですが、その中で性同一性障害の方が欧米のLGBTの法的権利についてこう語っていたことを思い出しました。

欧米は、土台にキリスト教があります。だから、一般国民のLGBTへの感情はひどいものがあります。それでも彼らへの法的保障の整備が進んでいます。なぜでしょうか。人権と社会的コンセンサスは別のもの、切り離して論じているからです。欧米で多数派の理解と合意を待っていたら、1,000年たってもLGBTの権利は守られないでしょう。これはよくよく考えれば当たり前のことです。そこに困っている人がいるのに、なぜ彼女ら彼らの意見に耳を傾けないのか。困っていない大多数の人の意向と都合ばかり気にする

のか。男女共同参画都市江南市の一市民として、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を国に提出していただくことを江南市議会にお願い申し上げます。

以上で陳述を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

これより委員から陳述出席者の方への質疑を行います。

陳述出席者の方におかれましては、委員からの質疑にお答えいただきますようお願いいたします。ただし、陳述出席者の方から委員への質疑はできませんので、よろしくようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

陳述書出席者の方は傍聴席にお戻りください。

これより審査を行います。

御意見はありませんか。

○伊藤委員 この夫婦別姓の選択制については、もう世界的に当たり前のことであって、先進国で日本だけが取り残される、そんな感じを受けておりますし、現実的には夫婦の別姓は日本でも国際結婚では基本的なことでございます。国がジェンダー平等社会を目指す観点から、請願書にもございますように、昨今の共働き家庭の増加に伴って、改姓した女性がビジネス現場で不利益や不自由などの混乱を招くことは絶対あってはならないことだと思います。

この別姓についてのメリットとしては、よく言われていることは、夫婦が同じ姓だと一体感が生まれて、別々の姓だと一体感が生まれにくいようなことを言われております。つまり、別姓だと夫婦や家族間の絆や一体感が希薄になると言われますが、そう思えば別姓にせず同姓を選択すればいいことだと思いますし、また一方、子供の姓を夫婦のどちらの姓にするのかの問題も心配されてございますが、結婚前によく話し合って、これも解決できると思います。また、子供が生まれてから、学校で親と姓が違っていれば、子供が

いじめられると、かわいそうだと、このようなことを言われておりますけれども、これもそれを気にするようだったら同姓を選択すればいいと思います。

また、請願書にもありますように、江南市は現在、男女平等でいかなる差別も受けることなく、男女が互いの人権を尊重し合うという基本理念を掲げた県内で唯一の男女共同参画都市を宣言している市でございます。

以上の観点から申しますと、私は夫婦の姓の問題については、結婚する前に当事者間でメリットやデメリットについてよく話し合っていて、同姓にするのか別姓にするのかどうかを決めることができる選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に対する請願書の採択には賛成の立場でございます。以上です。

○牧野委員　私は反対の立場で意見申し上げます。

平成29年に内閣府が調査をいたしました。夫婦別姓、日本人の調査結果は63%が反対であるというデータが出ております。今の憲法には規定されておられませんけれども、家族とか家庭の大切さというのが子供の育つ一番基本の基本ですね、学校教育以前として。

この夫婦別姓を認めていくということは、親にとっては個人の自由でいいかもしれませんが、2人の間に生まれた子供にとっては、ファミリーネームをどうするか、なくなっていくという可能性が非常に強いと思います。子供にとって、いろんな影響が懸念されておりますので、国民世論の63%が反対であるということを踏まえ、私個人も家庭の大切さ、夫婦、これは男女共同参画と同じことなんですね。支え合うということですから、一つのルールの中で支え合っていくということが、個人ばらばらにして家庭を分解していくような法律を日本としてはつくるべきではないと。日本の歴史を考えてみて、世界の趨勢の中では少数でありますけれども、私は日本の伝統、家庭、そういったものを大切にして、男女共同参画社会をつくり上げていく日本のモデルが大切だと。自分のことしか考えない、子供のことを考えないような制度に対しては反対です。以上です。

○堀委員　あそこに江南市男女共同参画宣言都市宣言という宣言文が額に入っておりますけれども、男女共同参画と夫婦別姓とは、あまり関係ないと思います。国のほうもこの件に関しましては意見が相当分かれておるようであ

ります、報道等によりますとね。そういうことを鑑みまして、もっともっとよくこれは勉強させていただきたいと思いますので、私個人としては、これは賛成・反対はともかく、もうちょっと勉強したいということで、今回は保留という形でさせていただきたい。

○宮地委員 私的には、賛成とも反対ともちょっと言えない立場、考えております。というのは、今、社会情勢は確かに男女で姓を別々に名のるということも、だんだん社会情勢は強くなってきてはいるんですけど、やはりコロナ禍で男性と女性が結婚した場合、どちらの姓を選ぶとか、それはいいですよ。子供の場合、姓を選択できないもので、ここのところの法律がまだきちんとされていないということが、結局子供の場合、親はどちらかの姓というふうに決めるんですけども、その決め方もきちんとされていないし、途中で成人になったときに姓が正確に変更できるかという法律も今多分できていないと思います。だから、やはり難しい面も出てくると思うし、また女性同士の結婚もあり得る。そういう場合にはどうなるのか。男性同士の結婚の場合はどうなるのかと。今ここに出されておる請願書というのは、男性と女性が結婚した場合のことが書かれてはいるんですけども、これをもっと深く考えた場合、女性同士結婚した場合どうなるか、また子供を設けた場合。男性同士でもそうですけど、子供を。これはやはりいろいろ困ってくる面があるんですけども、やはり私は、今この日本の社会はどっぷり封建制度の中で私も長男として生まれ……。

どちらにしても、かなり難しい。さっき堀委員も言われたんですけど、しっかりとまだ勉強していくことが必要かと私は思っております。今ここで賛成・反対はなかなか言い切れない部分がありますので、保留ということで。

○東猴委員 私は、この請願書、反対する理由が1ミリも感じられないと思っております。理由は、伊藤委員も述べられたとおり、時代の要請であります。そういう時代でありますので、私は大賛成です。

○長尾委員 副委員長として最後の話とさせていただきますが、先ほど堀委員が言われたように、江南市男女共同参画都市宣言と夫婦別姓の選択というのは直接的には関係がないといえれば関係ない部分だと私は認識しております。ただ、時代の流れとして、あくまでも別姓の選択ができるというだけであり、

必ずしも別姓にしなければいけないということではないということで、江南市もいろんな多様な暮らしが選べる未来都市ということを言われているところもありまして、その中の一つとして結婚した際の姓をどちらにするのかというのも選べるというのは、江南市の未来のあるべき姿として、将来何十年後かの未来としてはある話だろうということを思っております。なので、直近数年間でどうのこうのという話ではなく、本当の将来はどうかと考えたときには、これはそちらの選択できるという面では当然ある世界なんだろうということで思っておりますので、これを請願としては結論、賛成の立場で行きたいと思っております。以上です。

○堀委員　　ちょっと暫時休憩して。

○委員長　　暫時休憩します。

午前11時19分　　休　憩

午前11時20分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

御意見も尽きたようでございますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時20分　　休　憩

午前11時22分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各委員の御意見は継続審査とするという意見と採択及び不採択とする意見に分かれておりますので、まず継続審査について採決を行います。

継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　　念のため、継続審査について反対者の方の挙手をお願いします。

〔反対者挙手〕

○委員長　　可否同数となりますので、委員会条例第16条の規定により、委員長において本案に対する可否を採決いたします。

全会一致を私は思っておりますので、今回については継続審査といたしますので、お願いいたします。

継続審査と今決しましたので、議長宛てに閉会中継続審査申出書を提出いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時24分 休 憩

午前11時25分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

○委員長 続きまして、議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の62ページ、63ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段の21款諸収入、5項2目11節雑入で、説明欄の地方創生推進課のコミュニティ助成事業助成金でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の2款総務費、1項総務管理費、1目地方創生推進費で、地域団体支

援事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 今回は上奈良区ということなんですけれども、次はどここの区を予定されているのでしょうか。

○地方創生推進課長 令和4年度のコミュニティ助成事業は、北野区と勝佐区の事業を予定しております。例年、事業年度の前年度である令和3年8月頃に申請を行い、令和4年3月から4月頃をめどに採択の決定が通知される予定でございますが、今後、自治会の意向を確認した上で申請をしてまいります。

○伊藤委員 これ、優先順位はついているんですか、北野と勝佐。

○地方創生推進課長 北野区、勝佐区が申請される場合の令和4年の実施事業の申請順位につきましては、北野区を優先順位1位、勝佐区を優先順位2位として申請する予定としております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

もう2つが済んだら、先ほどもちらっと言った次の募集ですね。募集はどうされていくのか。募集方法とか各区に周知方法が分かれば教えてください。

○地方創生推進課長 現在、申請をされております残りの2団体が採択された後、新たに事業を募集する予定でございますが、令和4年度の実施事業が1団体採択された場合、令和5年度の申請の枠が1枠空きますので、令和4年4月に開催をいたします区長・町総代会で御案内をし、募集をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 そのほかはございませんか。

○堀委員 この上奈良区に250万円ですね。これ備品ということですが、明細は分かりますか。

○地方創生推進課長 上奈良区からは、今回、コピーの複合機、液晶テレビ、掃除機、エアコン、プロジェクターなどの備品で合計258万5,950円の申請がございます。

○堀委員 それは種類でしょう。内容、何が幾らということは分らん。

- 地方創生推進課長　今回、上奈良区の申請は、一番大きなものとしてデジタルフルカラーの複合機ですね、カラーコピーです。これが105万5,000円。次に大きいものとしては掃除機ですね。あとは液晶テレビということで御申請をいただいております。
- 堀委員　掃除機っていろいろあるんだわね。いわゆる大きい、普通の掃除機じゃなくて、業務用の掃除機。ちなみに幾らになっておるの、それ。
- 地方創生推進課長　今回、上奈良区が希望されているのが、ロボット掃除機です。ロボット掃除機を4台希望されております。
- 堀委員　ルンバを4台ですか。
- 地方創生推進課長　そうですね、ロボット掃除機を4台ということで。
- 堀委員　ルンバって非常に便利なんですわ、実は。大変便利だけれども、普通の家庭内で使うなら非常にいいんだわね。6畳とか8畳間とかそういうのはいいんだけど、ああいう広いところでルンバを使うなんていうことは初めて聞いた、実は。これはちょっときちっと調べる必要があると思うよ。そのあとは何。
- 地方創生推進課長　あとは液晶テレビが大きなものです。
- 堀委員　それから、先ほどのカラーコピーということでしたけれども、カラーコピーが必要かなあ、いわゆる公民館で。普通の会社とか、そういうのなら別だけどね。だって、毎日使うわけじゃないでしょう。カラーコピーなんて、使わんと塗料か何か知らんけど、あれすぐ使えんようになっちゃうよ。そういう点、長尾委員が詳しいで。カラーコピーのあれ、教えてよ。事実を言ってくればいいで。
- 長尾委員　ではあわせて、今、カラーコピーが105万円ということで、相当高額なもので、そういう機種の場合は、特に何種類のインクを入れなきゃいけないという話。しかもその交換カートリッジも非常に高額になるというものもありますし、それを利用しない、日に何度か電源入れて、トナーをかき混ぜたりしないとインクが固まってしまって、いざ使おうと思ったときに色が目詰まりして出ないとかいうので、使用の頻度によっては、逆に修繕費のほうが高くついてしまうということがあるんですけれども、それらも考慮して、ランニングコストや維持、メンテナンスコストは多分各自治会さんで

持っていただくということが前提で、多分機種を選ばれているとは思いますが、それらもしっかりとした価格というのが想定された上で、ちゃんと申請されているものなのではないでしょうか。

○地方創生推進課長　今回、上奈良区の希望といたしましては、こちらのデジタルフルカラーの複合機ということで希望をいただいております。申請には、この明細も宝くじの交付金のほうで申請をしておりますので、決定をいただいておりますので、そういった交換備品だとかということは上奈良区のほうにお伝えをさせていただきます。

○堀委員　実は、うちのパソコンの印刷機もあるんだけど、スイッチを入れっ放しにしておかないと、すぐ使えなくなっちゃうんだ、あれ。詰まってしまうんだ。しょっちゅう使っておるところはいいけれども、公民館なんて、1年に何回使うか知らんけれども、大丈夫かなあ。そういうこともしっかりと審査して、許可するなり、買ってでもいいよということを書いてもらわないと、後で買ってかえって迷惑するというようなこともなきにしもあらずというふうに私は思いますが、いかがなものでしょうか。

○地方創生推進課長　使用の件も含めまして、上奈良区のほうに提案をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

使用の使い勝手の件も含めまして、上奈良区のほうにお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　今の委員会でこういう御意見があった、そして心配していることは、そのカラーコピーと掃除機、ルンバということも含めて、市で税金で買って提供する以上は、それなりの使い方等もきちっと把握して、執行していただきたいというふうに思いますし、もしこれが後で問題が起きるようなことがあったら、これは委員会の責任にもなりますので、それを承認したというね。その点、一応踏んでおいていただきたい。

○委員長　今、堀委員からの強い御要望がありましたので、しっかりそれを受け止めていただいて対応いただけますようによろしくお願いいたします。

ほか、ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）の財政課所管について御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

議案書の62ページ、63ページをお願いいたします。

最上段の17款財産収入、2項1目2節土地売払収入でございます。

その下、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で説明欄の上から2つ、財政課、江南市財政調整基金繰入金、江南市土地開発基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段、2款総務費、1項総務管理費、6目財政費、補正予算額は860万7,000円、内容につきましては、65ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

公共施設整備事業基金管理事業で、江南市公共施設整備事業基金積立金856万3,000円でございます。

その下、市有財産管理事業で意見書作成手数料4万4,000円でございます。続きまして、別冊でございます。

令和3年度6月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページをお願いします。

一般財源調べでございますが、最上段は17款財産収入、土地売払収入、19款繰入金は財政調整基金繰入金、土地開発基金繰入金でございます。

補足の説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 2点だけですけれども、今回、地元区へ売却されるということですが、これ平米単価は幾らでしょうか。

○財政課長 1平方メートル当たり4万8,500円でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと、この説明資料の中で、残りの部分ですね。意見書作成される残りの部分ですかね。これは残りの土地については、売れる見込みというのはあるんでしょうか。

○財政課長 歳出予算で意見書作成手数料4万4,000円、これは統一単価でございますけれども、今回、売却をさせていただきました残りの土地でございます705平方メートル当たりでございますけれども、ここの残地部分について、計上が変更しますものですから、改めて単価の修正を意見書作成ということとさせていただきますと考えております。

その後につきましては、7月に意見書の聴取をさせていただいて、11月明け頃に一般競争入札できればということで予定をしております。

○伊藤委員 はい、分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○堀委員 この財政調整基金の繰入金について3項目ありますね。これをちょっと詳しく説明してください。

○財政課長 歳入予算の財政調整基金の繰入金ということで、議案書の63ページでございますけれども、マイナスの6,722万1,000円ということでございます。こちらにつきましては、今回土地開発基金からの繰入金ということで、まずその下の1億87万8,000円がございます。さらに63ページの最上段に土地売払収入ということで866万6,000円ございます。こちらを合計したのから今回の補正予算で一般財源から歳出が必要になるものを除きまして、残りの6,722万1,000円がマイナスの繰入金という形になりますので、財政調整基金に今積み立てるという形となっております。

○堀委員 先日、どなたかの議員さんがV字型で財政調整基金が何のかんのかと言ってみえましたね。なぜそんなにV字型が増えていくかというようなことも聞いてみえたんですけれども、そのほかに例えば道路補修とか道路維持管理とか、そういうような問題も非常に財源をけちっていいか、それは分かりませんよ。分かりませんが、やはり財政調整基金というのは、本来の目的は、いわゆる財政調整基金ですわ。ですけれども、ある程度は使える、必要なところには使って、そのほかに余分になれば財政調整基金に積み立てておいたほうがいいと私は思うんですけれども、こういう状況ですと、せ

っかくの予算を有効に生かされていないような気がします。ぜひ、そういう点も再考していただくか、検討していただきますように。まだ9月にも議会がありますし、補正予算もつけられると思いますので、何が大事で何がそう大事でないかと。先ほどのカラーコピーじゃないですが、財政課のほうもチェックしましたかな、そういうものについては。それは別として、ぜひそういうことを財政調整基金に関して、しっかりやっていただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長 要望でよろしいですね。

そのほか、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 税務課所管につきまして御説明申し上げます。

議案書の56ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正でございます。

2款2項徴税費、土地調査評価事業でございます。

土地評価設定委託料の契約締結に伴い、額が確定いたしましたので、総額及び年割額を変更するものでございます。

次に、議案書の66ページ、67ページをお願いいたします。

2款2項1目税務費、右側説明欄の土地評価設定委託料につきまして、契約締結に伴い、令和3年度の委託料を45万6,000円減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○伊藤委員 国の制度に基づいて行われているわけですがけれども、3年ごとですね。この経費に対して国や県の財政支援というのはあるんでしょうか。

○税務課長 3年前の評価替えについてでございますけれども、普通交付税

の基準財政需要額に算定されておりました、額としまして1,600万円程度という額が算入されております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　単純なこと。前も聞いたと思うんだけど、この下がった理由をもう一回教えてください。この補正後、補正前。

○税務課長　今回、5者による指名競争入札をさせていただいています。その入札の影響と、また入札に対する落札業者の努力というふうに私たちは認識いたしております。

○牧野委員　はい、分かりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時45分　休　憩

午前11時45分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますけれども、暫時休憩をいたします。

再開は、13時10分からでお願いいたします。

午前11時45分　休　憩

午後1時09分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第48号につきまして、先ほど資料の配付請求があり、採決保留としておりましたが、資料が届きましたので、その配付を許可したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、配付をしてください。

〔資料配付〕

○委員長　それでは、当局より説明を求めます。

○都市整備部長兼危機管理監　時間がかかりまして申し訳ございませんでした。

お手元に御用意しましたのは、都市構造再編集中支援事業の雨水貯留施設設置工事費の変更前と変更後の設計金額について表したものでございます。

詳細については、都市整備課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○都市整備課長　よろしくお願いいたします。

まず初めに、表の構成の説明をさせていただきます。

①大項目といたしまして、雨水貯留施設設置工、下段の作業土工から仮設工までのそれぞれの小計が上段、271万96円の増額でございます。それぞれの内訳については、後ほど説明のほうをさせていただきます。

次に、②道路改良工といたしまして、下段、道路土工から構造物撤去工の小計が43万9,935円の減額でございます。

それぞれ①②の合計といたしまして、直接工事費といたしまして277万161円でございます。

それより下段にあります共通仮設費から一般管理経費でございますけど、それぞれを加えたものが工事価格といたしまして469万3,000円、その下段、消費税相当額が46万9,300円、設計価格といたしましては516万2,300円の増額でございます。

最下段は、契約金額で489万7,200円の増額となったものでございます。

それでは、それぞれの項目について、内容について説明をさせていただきます。

雨水貯留施設設置工の作業土工といたしましては、残土処分といたしまして、設計当初4,450立方メートルを見ておりました。こちらのほうが3,400立方メートルとなったこととございます。この1,050立方メートルの減額につきましては、鉄道高架事業のほうで鉄道の側道に処分をしたことによるもの

でございます。

次に、油分含有量といたしまして、当初550立方メートル、設計で見込んでおりましたものが、実際には400立方メートルの含有量が出たということで、こちらは出来高による精算でございます。

次の段でございます。

貯留施設設置工といたしまして、907万8,000円の増額でございます。こちらにつきましては、今回積算漏れだったことから増額になった項目でございます。

まず、目地材といたしましては、設計当初見ておらなかったものが1,457メートル増えたということでございます。

次に、鉄筋でございます。こちらが当初18.751トンが一部計上漏れがあったことによりまして24.966トンということで、鉄筋量が増えたものでございます。

1つ飛びまして、管渠工、仮設工、それぞれ出来高変更により、増額となったものでございます。

次、②道路改良工でございます。

道路改良工で43万9,935円の減額でございます。詳細ですが、道路土工、その次の地盤改良工につきましては、出来高の変更によるものでございます。

次の舗装工でございます。31万7,971円の増額でございます。こちらの仮舗装工といたしまして、当初は見込んでおらなかったものが273平方メートル増えたもので、こちらは工事期間中の仮設通路のほうに必要な費用でございます。

その下段、排水構造物工でございます。こちらについては30万8,294円の減額でございます。当初、L型側溝及び集水ますのほうを今回の工事で予定しておりましたが、こちらにつきましては上部のほうを整備いたします駅東の駅前広場のほうでこの内容を見込むということで減額をさせていただいております。

ただいま説明しました排水構造物工に関して、こちらは出来高による減額でございました。

次の道路附属物工につきましては、駅前広場のほうで整備するという
ことで113万8,320円減額をしておるものでございます。

1つ飛びまして、構造物撤去工といたしまして、コンクリート撤去・処分
を当初6立方メートルを見ておりましたが、実際42立方メートル、舗装の取
壊しにつきましては440平方メートルが518平方メートルとなったことで、こ
ちらにつきましても最終的には出来高によるものでございます。

以上、①②の直接工事費といたしまして227万161円の増額でございます。
その下の経費を加えまして、工事価格といたしまして469万3,000円、消費税
46万9,300円を加えまして、設計価格としまして516万2,300円、契約金額、
請負率を掛けたものといたしまして489万7,200円というのが、今回の工事の
変更に伴う内訳でございます。以上でございます。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員　　この数量、資料を出していただいて、初めて詳細がしっかりと
分かりました。

ということで、内容的な話だけ1点確認させていただきたいのが、上から
2つ目、作業土工の残土の部分が減ったということで、私たちがもともと議
案質疑をやったときに認識していたのは、掘削の残土を売却して売却益が入
ったかのような認識をしていたんですね。これまでの残土処理費はいろんな
工事の中で払っていたという中で、今回に関して急に売れたみたいな話と認
識しちゃったので、全然話が違うじゃないかみたいなことを思っていたんで
すけど、これは残土処理費が、量が減ったから金額が減ったということで、
それがしっかり分かったということで、今までの流れと同じ、残土処理費に
はやっぱりお金がかかるものだということの認識がようやく合いました。

ということで、ここから先は一つ要望にはなるんですけど、できればこう
いう計画変更とか設計変更みたいなものがあつた場合は、できる限り、可能
な範囲でいいんですけど、ここまで細かくなくてもいいかもしれないんです
けど、どういふところが変更になったというのも補足説明資料ぐらいには入
れていただけると、今回みたいな混乱をしなくていいと思いますので、でき
る限り情報を出していただけると助かります。よろしく申し上げます。

○委員長 要望ということでお聞きください。

そのほか質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 中野議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○中野議員 目地についてちょっとお聞きしたいんですけれども、これって通常どういうものか、私、素人なので分からないんですけど、ゴムとかつなぎ合わせのところって、よく水道とかだとゴムを何年かに交換せなあかんと思うんですけど、これもやっぱり同じように何年かすると交換が出てくるのか、ちょっとその辺を教えてくださいなんですけど。

○都市整備課長 今回の目地材でございますが、構成としましては、まずコンクリート等、当然、二次製品同士の部分はゴムの止水材を行っております、それにプラス、今回は計上が漏れておりました一般的にシーリング材と呼ばれるものを打つということになるんですけど、こちらにつきましては当然議員おっしゃるとおり、経年の劣化というのは出てくると思います。そういうところを今後、外側に行っておる部分もございまして、今回当然土の中ということになってきますので、今後、定期的に内部からの点検によって、外部からの透水等がありましたら対応していくようなことで考えたいと思います。

○中野議員 そうすると、10年とか15年ぐらいに目地材を交換してというと、交換費用と工事費用がかかってくるということだと思っておりますけれども、そうすると九百何万円、10年から15年ぐらいに1,000万円何がしの費用が出てくるという認識でいいですかね。

○都市整備課長 全体全てということになるかどうかというのは、またその調査結果によるかと思っておりますので、専門の目から見てその辺をまた検討をさせていただきたいと思っております。

○中野議員　　そういう目地材が要らない工法も検討はされたんですかね。

○都市整備課長　　今回、私ども計上漏れということで、当初はゴムの止水材だけで対応できるということで考えておりました。当然、止水材の要らない工法というのは、やっぱりメーカーの手法によるところがありますので、その意見を聞いて判断したということでございます。

○中野議員　　分かりました。

　　あともう一点だけ。

○委員長　　じゃあ、もうあと一点だけですよ、お願いします。

○中野議員　　今日、午前中にどなたの答弁、声を都市整備部長が代弁されたか分からないんですけども、朝、市民に影響がないというようなことをおっしゃったんですけども、これ1,500万円近い影響があるということは、税金でやっているの、影響がないというふうにおっしゃった説明をお願いしたいんですけども。

○都市整備部長兼危機管理監　　このたびチェック機能が働かなかったということで、このような多額の補正予算をお願いしたことにつきましては、大変申し訳なく思っております。また、これに関しましては説明不足ということもございましたので、重ねておわびを申し上げるものでございます。

　　午前中の答弁の中で、貯留槽自体の機能には遜色がないということと、あと市民の御迷惑という言い方が適切でなかったことについてはおわびを申し上げます。増額をしたことでお願いするということで御迷惑をかけたことは確かでございますので、申し訳ございませんでした。

　　今後はこのようなことがないように、再発防止に努めてまいりますので、これにつきましても精査されまして、処分を受けることになると思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

　　この件につきまして、市長から発言の申出がありましたので、これを許可したいと思います。

　　暫時休憩します。

午後 1 時23分　　休　憩

午後 1 時 26 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ただいま議案第 48 号につきまして、午前中から引き続きやってきたわけですが、そこで見積り等の詳細資料を求めるということで、資料を今いただきまして、当局からも説明をいただいたわけですが、その中で市長から申出があるということでお聞きしましたので、市長をお呼びした次第でございます。

○市長 議案第 48 号につきまして、大変委員の皆さん方には御心労をおかけいたしまして、本当に申し訳ございません。

まず、この契約内容につきまして、追加契約というようなことではございません。この内容につきまして、当初の見積り、また発注の状況についてきちんと精査して行われなかったというようなことも担当からは聞いておるところでございます。そうしたところにおきまして、議員の皆さん方にきちんとした説明がなされなかったというようなことに対しまして、深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

事業そのものにつきましては、御承知のことと思っておりますけれども、変更してでも進めなければ成し遂げられるものではございません。そうしたことは委員の皆さん方も御理解をいただいていることと思っておりますけれども、しっかりと見積り、積算に応じて今後も事業を進めていくこと。そして変更があった場合に、速やかに議員の皆さん方に内容をしっかりと説明をさせていただくということを今後お約束をさせていただきたいと思っております。大変皆さん方に御迷惑をかけ、そして市民の皆さん方に不信感を与えるようなことがあってはならないと思っております。適切に今後も事務事業執行に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長 ただいま市長のほうから発言、また陳謝がございました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 28 分 休 憩

午後 1 時 28 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、お伺いいたします。

ただいま議案第48号の審査のため、当局から配付されました資料につきましては、委員会配付にとどめおくか、委員会審査資料として議場配付とするか、いかがいたしましょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、配付することは必要ないという意見がありますので、この資料については配付をしないというふうに取り扱いをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

続いて、先ほどの議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）の地方創生推進課の部分において、答弁の補足説明をしたい旨の申出がありましたので、この申出を許可します。

○企画部長 議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）企画部所管のうち、地方創生推進課のところで堀委員から質問をいただきましたが、その内容について補足する説明がありますので、説明申し上げます。

○地方創生推進課長 補正予算の歳出、2款1項1目地方創生推進費、地域団体支援事業の中のコミュニティ助成事業交付金でございますが、こちらのコミュニティ助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献の一つとして行っております事業で、宝くじの売上金の一部を活用して、地域コミュニティ団体等に対し、その全額を助成している事業でございます。

その事業内容につきましては、自治総合センターが明細を確認し、決定をしており、市が事業の内容について関与するものではございませんが、機会がございましたら、自治総合センターへ適切な使い方について伝えてまいりますので、よろしくお願いたします。

○委員長 この件につきましてはよろしかったでしょうか。

○堀委員 宝くじの補助金等でこれを買うということによろしいですね。それに宝くじでいただけるということにつきましても、やはり内容がカラーコピーの百何万円もするもの、それからルンバを4台買うというようなことは、これは一般常識から考えていかなものかというふうに思います。

今後、まだほかにも、来年からもあるんでしょう、これは。ありますから、いかに宝くじとはいえども、内容について一般市民が納得できるような使い道等に十分精査して、執行していただきますように、付け加えてお願いしておきます。以上です。

○委員長 そのように要望がございましたので、しっかりと受け止めていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

年度調査事項等について

○委員長 続きまして、年度調査事項を協議していただきます。

今年度、当委員会の調査事項、行政視察について決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの総務委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてタブレット端末に配信してありますので、参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題とします。

何か御意見はありませんか。

まずは、この年度調査事項一覧表1から8まで昨年出ていますけれども、その内容を、例えば何かほかのものに変えるのか、それとも追加するのか、そのままでいくのかということをお願ひしたいと思います。

○堀委員 ちょっとごめんね。何を決めるの、まず。順番から決めていかなあかんわ。例えば行くか行かないか。

○委員長 この内容をしっかり調査した上で、行政視察になりますので、先にまずこれを決めていきたいと思ひますので、お願ひします。

○牧野委員 私、分からんなりに、デジタル庁ができるので、デジタルに関する地方行政のデジタル化についての事例研究とか、何かそんなのを1つ入れておいたほうが新しいのかなあという感じがしますがね。

○委員長 今、牧野委員のほうから追加という形でデジタル化についての事例研究という……。

[発言する者あり]

○委員長 ほかに何かありますか。

今いろいろ出ましたけど、例えばデジタル化についてということで、ちょっと簡略化していければ、いろいろ含まれると思いますので。

御意見も尽きたようでありますので、今年度の当委員会の調査事項としては、1. マイナンバーカード（情報管理）について、2. 公共施設マネジメントについて、3. 収納・滞納対策について、4. 消防行政について、5. 地域・市民協働の取組について、6. 行財政改革・行政事業レビューについて、7. 地方創生について、8. デジタル化について、9. その他、当委員会の所管する事項とすることで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、今年度の当委員会の調査事項は、重ね重ねになりますけれども、1. マイナンバーカード（情報管理）について、2. 公共施設マネジメントについて、3. 収納・滞納対策について、4. 消防行政について、5. 地域・市民協働の取組について、6. 行財政改革・行政事業レビューについて、7. 地方創生について、8. デジタル化について、その他、当委員会の所管する事項とすることに決定いたしました。

また、ただいま決定いたしました事項を会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査として議長に申出をしていきたいと思っております。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題とします。

この件につきましては、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えない中、江南市議会としても視察の受入れを見合わせているところでご

ざいます。

つきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種の状況を見ながら、改めて協議を行っていきたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、今後の新型コロナウイルスの状況を踏まえながら協議をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、何か御意見や御提案がある場合には、正・副委員長へ伝えていただくようお願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長　続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会につきましても、行政視察同様、今後の感染状況を踏まえ協議していきたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでございますので、今後皆様方から御提案がありましたら、改めて御相談いたしますので、よろしくお願いいたします。

○堀委員　研修会と言われたんだけど、具体的に来年どのようなことを、何の研修会をやるの。

〔発言する者あり〕

○委員長　総務委員会に関する、研修内容をこれから決めていくということになります。今すぐは出ないと思いますので……。

〔発言する者あり〕

○委員長　参考に過去の事例をちょっと紹介いたします。

平成28年度からですが、最初は自治体非正規公務員の現状と法制度面での課題について、内容については聞かれても分かりませんが、自治体非正規公務員の現状と法制度面での課題について。また次の年は、南海トラフ地震に備えて過去に学び、現実を直視する。また、その次の平成30年度は、ロボティックプロセスオートメーション（RPA）について。令和元年度、

これはLINEの行政活用について、このときは建設産業委員会と合同で行いました。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響によってできておりません。未実施です。

繰り返しになりますけれども、本日すぐのことですので、今意見はなかなか出ないと思いますので、もし何か御意見、御提案がある場合は、正・副委員長へお伝えいただけますようお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

終わりに際しまして、一言御挨拶申し上げます。

今回、私も初めての委員長ということで、なかなかうまく運営できていなかったと思いますけれども、今後もありますので、しっかり勉強して推進してまいりますので、何とぞどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後1時41分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 石原資泰